

令和4年4月27日

地域の介護と福祉を考える参議院議員の会
会長 末松信介様

一般社団法人介護人材政策研究会
代表理事 天野尊明



コロナ禍を経た介護分野の課題に関する要望

日頃より、本会の活動にご理解と多大なお力添えを賜り、心より感謝申し上げます。
さて、令和2年初頭から現在に至るコロナ禍を通じて、介護現場では様々な課題が浮き彫りになりました。

これからのポストコロナ時代に向けて、そうした諸課題を乗り越えることをもって我が国における介護の力を一層強くするため、「地域の介護と福祉を考える参議院議員の会」の皆さまのさらなるお力添えを賜りたく、以下について要望いたします。

(1) 処遇改善関連加算の簡素化について

岸田文雄内閣発足当初から、介護人材の処遇改善については格段のご注力を賜り、「介護職員処遇改善支援補助金」の創設、そして本年10月からの「介護職員等ベースアップ等支援加算」の新設など様々に施策を講じていただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

一方で、介護現場においては従来の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」に続く3つ目の措置となり、事務負担の煩雑化や給与体系の混乱等の問題が見られたことも事実です。

このうち、「介護職員処遇改善加算」については平成24年の創設から約10年を経て、取得率は実に94.1%に達し、介護現場においてスタンダードな存在になりました。既に十分に役割を果たしたと評価されるところ、令和6年度に控える介護報酬改定においては、これを「介護職員等ベースアップ等支援加算」に統合していただいた上で、単位数を引上げていただくとともに、加算申請に係る事務負担を簡素化していただくべく要望いたします。

(2) 社会情勢の変化を踏まえた実現性・効果性ある業務継続計画（BCP）策定のための支援について

コロナ禍の到来により、我が国のみならず世界中で社会情勢は大きく変化しました。

また、昨今のウクライナ情勢や、近い将来に予想されている大規模地震等をはじめ、不安定な環境が国民の生活に与える影響は物理的にも、精神的にも顕著であることは言うまでもありません。

そのようななか介護施設・事業所においては、利用者のみならず地域住民の安心・安全の暮らしを支えていくべき使命、また緊急時には福祉避難所としての役割等を帯びているところ、令和3年度介護報酬改定において3年間（令和6年4月まで）の経過措置期間を付与した上で業務継続計画（BCP）の策定が義務づけられました。

このような状況下においてBCP策定に最も重要であることは、その実現性と効果性です。いかに緊急時に機能するものとして組み立てられるかを考慮したとき、経過措置期間は大変有り難いものではある一方で、刻一刻と変わっていく社会情勢を踏まえ、当該期間を通じた不断の計画見直しが欠かせないことも事実です。

つきましては、少なくとも経過措置期間が終了するまでの間については、BCPの策定に関する支援措置として、専門家の助言や研修等の実施や業務継続のための設備導入等必要な対応について助成いただきたく、要望いたします。

（3）新型コロナウイルス相当の感染症等の発生時におけるPCR検査を用いたスクリーニング検査費の助成について

令和2年以来のコロナ禍にあって、介護現場においては日々の感染予防・対策からクラスター発生時の対応まで、極めて厳しい状況に置かれ続けてきた実態があります。

そのなかで、日常のスクリーニング検査については、現状において抗原検査により行うこととされています。

しかしながら、やはりPCR検査に比した場合に正確性・信頼性を欠くことは明らかであるとともに、第6波とされる時期においては抗原検査のキットさえ入手が困難であったとの報告がされており、要介護高齢者の生命を安心・安全に支えるという介護施設・事業所の使命から、十分な対応が叶う環境を国において整備していただきたいという声があがっています。

つきましては、緊急事態宣言発令時及びまん延防止等重点措置適用時期（適用地域）においては、介護施設・事業所内で感染が発生した場合のみならず、日常のスクリーニング検査にもPCR検査（または同等の正確性と利便性を有する検査）を用いることについて、国として補助を行う仕組みを講じていただき、今後も必ず来るであろうパンデミックへの備えを整備していただきますよう要望いたします。

（4）新型コロナウイルス相当の感染症等の発生時における安定的な外国人材の入国受入れの維持を可能とする水際対策のあり方に係る検討について

介護分野においては、我が国の介護に関する資格の取得や高度な技能の移転、深刻な人材確保難の改善等を目的に、海外諸国から人材の受入れが進められているところです。

しかしながら、令和2年以来のコロナ禍に係る水際対策により、国（送り出し側・受

入れ側）・現場（介護事業者・人材）同士の高い期待に反して、長期間にわたってその入国が厳しく制限されてきました。これにより、▽我が国介護現場での就労を志した外国人材が、他国・他分野へ流出する、▽先行きの読めない状況から介護事業者の間で外国人介護人材の受入れを敬遠する声があがる等、新たな課題が様々に表出したことは、水際対策の意義を十分理解しつつも、非常に強い懸念を感じるどころです。

我が国の介護分野では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」で「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」と規定されたサービス種別をはじめ、あらゆる介護施設・事業所で極めて厳密な感染症対策がとられています。また、外国人材の受入れについては、在留資格「介護」はもとより、経済連携協定（EPA）や技能実習、特定技能いずれの枠組みによる入国・就労（研修）であっても、所属及び監理が明確にされており、外国人介護人材の受入れが更に大きな感染リスクを生むことは現実的に考えにくいものと言えます。

つきましては、エッセンシャルワーカーである介護人材の力を維持するという意味においても不可欠と考えられることから、入国後十分な隔離期間を置くことおよび受入れ事業者による確実な感染対策を講じることを条件に、新型コロナウイルス相当の感染症等の発生時にも安定的な外国人材の入国受入れの維持を可能とする水際対策のあり方についてご検討いただきたく、要望いたします。

（５）介護分野における効率化に係る議論について

介護に関する様々な政府関係会議において、介護事業者の経営規模拡大・効率化や、介護ロボット・ICTの活用による人員配置の合理化（基準見直し）が俎上にあがり、検討されています。

生産年齢人口の減少が強く懸念されるこれからの時代を視野に、これら介護分野における効率化に関する議論の重要性は十分に理解する一方、何よりも優先されるべきは介護サービスの質を維持・向上させながらの改善であり、それに直結する効率化と人員配置基準のあり方及び介護報酬上の評価に関する関連性については、慎重な検討がされるべきであることは言うまでもありません。

その観点から、介護分野における効率化に関して議論されるにあたっては、以下のことをあわせてご検討いただきたく、要望いたします。

- i) 介護分野における効率化とサービスの質の維持・向上の関連性に係るモデル事業や調査の実施によるエビデンス・データの集積
- ii) (特に小規模な介護事業者に対して) 本部機能の確立または強化のために必要な経費の助成
- iii) 介護ロボット・ICTの導入支援のみならず、活用推進（好事例の実践と展開）に資する事業者への支援
- iv) 社会福祉連携推進法人の設立のための業務負担軽減に係る支援
- v) 社会福祉連携推進法人の機能強化・拡充に係る定期的な制度見直し